

令和元年度6月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年6月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭 4番 池田 稔
5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之 7番 川口 浩
8番 西海 静夫 9番 山田 茂美 10番 野村 與志次
11番 石井 進 12番 田中 唯喜 13番 本橋 与志喜
14番 新井 祥穂 15番 小林 澄子 16番 福原 浩昭
17番 町田 健

欠席委員 1番 池田 正巳

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

議席番号1番 池田正巳委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番 斉藤 博之委員、7番 川口浩委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑で

す。面積は137平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字丙明改原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて460平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は車両通路及び待機所です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については高速自動車国道の出入口から概ね300メートル以内であることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、車両通路及び待機所を設置するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,060平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途はイベント用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農用地です。申請事由は申請地を借り受け、お花畑のイベント用地として4か月間一時転用し、使用するものです。

申請番号3番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は499平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については水道、下水道が整備され、概ね半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、

第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて2,955平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原及び大字神米金字稻荷前の5筆です。現況地

目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて4, 291平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字業平窪です。現況地目は畑で、面積は165平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3, 583平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野南二丁目の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3, 145平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字北井頭の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3, 083. 14平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糎谷です。現況地目は畑で、面積は784平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて6, 238平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間です。

以上の8件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

- 議長： 申請番号2番について、意見はありますか。
- 議長： 意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙
手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見はありますか。
- 議長： 意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙
手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。
申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号4番について、意見はありますか。
- 議長： 意見がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙
手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。
申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号5番について、意見はありますか。
- 議長： 意見がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙
手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。
申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号6番について、意見はありますか。
- 議長： 意見がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙
手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。
申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ

ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号7番については、全会一致により決定とします。

申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号8番について、意見はありますか。

議長： 意見がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号8番については、全会一致により決定とします。

4 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 納税猶予に関する適格者証明について」は、1件の証明をしました。

「報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明をしました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。